

「規制改革推進のための第1次答申(平成19年5月30日)」規制改革会議 (抄) [別添1]

① 船員保険保養所【平成19年度結論、平成20年度以降実施】

船員保険保養所については、平成17年度末までにその数を平成13年度の半数とするとの合理化計画に基づき、27施設のうち約半数の13施設が既に廃止されたが、残り14施設についても、そのほとんどで採算がとれない状況にある。施設運営の厳しい状況にかんがみ、「規制改革・民間開放推進3か年計画」においては、平成18年度以降についても、関係者間の議論を踏まえ、合理化計画を策定するとの閣議決定がなされているところであるが、新たな合理化計画については、船員保険法の抜本改正に伴い、未だ策定されない状況にある。

したがって、船員保険法の抜本改正後に、速やかに検討を開始し、関係者の合意を得た上で、平成19年度中に合理化計画を策定し、当該計画に基づく施設の合理化を平成22年度までに行うよう努めるべきである。

「船員保険福祉施設の整理合理化について(平成20年11月21日)」船員保険事業運営懇談会(抄) [別添2]

・福祉センター

福祉センターについては、今後の船員利用状況の改善状況等を踏まえた判断が必要であるため、「ii)平成22年1月以降、経過観察施設として存続が必要な施設」に分類する。

ii)施設とされた福祉センターについては、経過観察期間終了までの間に、i)施設又はiii)施設へ分類する。

なお、福祉センターについては、平成21年12月末までの間も、出来るだけi)施設又はiii)施設への分類を検討する必要がある。

(※) i)施設…平成22年1月以降も福祉施設として存続が必要な施設

iii)施設…平成21年12月末までに廃止、売却する施設

「福祉センターの今後の取扱いについて(平成21年12月17日)」船員保険事業運営懇談会(抄) [別添3]

(1) 経過観察期間終了後の福祉センターの取扱いについては、厚生労働省保険局において、今後2年間の各施設の船員利用及び一般利用の状況、収支状況等を踏まえ、船員保険関係者の意見を十分に聞いた上で、存続施設又は廃止施設への分類を行う。なお、経過観察期間は最長3年間であることを踏まえ、遅くとも平成24年前半には存続・廃止の分類に係る船員保険関係者間の合意形成を図り、平成24年中に国有財産処理のために必要とされる諸手続きを完了する。

(2) 「規制改革推進のための第1次答申（平成19年5月30日）」の抜粋

① 船員保険保養所【平成19年度結論、平成20年度以降実施】

船員保険保養所については、平成17年度末までにその数を平成13年度の半数とするとの合理化計画に基づき、27施設のうち約半数の13施設が既に廃止されたが、残り14施設についても、そのほとんどで採算がとれない状況にある。施設運営の厳しい状況にかんがみ、「規制改革・民間開放推進3か年計画」においては、平成18年度以降についても、関係者間の議論を踏まえ、合理化計画を策定するとの閣議決定がなされているところであるが、新たな合理化計画については、船員保険法の抜本改正に伴い、未だ策定されない状況にある。

したがって、船員保険法の抜本改正後に、速やかに検討を開始し、関係者の合意を得た上で、平成19年度中に合理化計画を策定し、当該計画に基づく施設の合理化を平成22年度までに行うよう努めるべきである。

船員保険福祉施設の整理合理化について

船員保険事業運営懇談会
平成20年11月21日

船員保険福祉施設の整理合理化について

1 はじめに

○ 船員保険制度については、年金の新組織である日本年金機構の設立（平成22年1月予定であるが、以下「平成22年1月」として整理）に伴い、労災保険、雇用保険に相当する部分は、それぞれ一般制度に統合され、労災保険、雇用保険以外の部分については、全国健康保険協会（以下「協会」という。）を新たな保険者として実施することとされている。

その際、これまで船員保険の福祉事業として実施してきた各種事業については、一般制度の枠組みで実施可能な事業は、それぞれの制度で実施し、その他の事業については、事業内容を精査したうえで、必要な事業については引き続き船員保険の福祉事業として実施することとしている。

○ 船員保険の福祉施設については、一昨年の船員保険事業運営懇談会報告書において、他制度における福祉施設の整理合理化の状況、福祉施設に要する経費（経営委託費、施設整備費）の負担、さらに、公法人において福祉施設を保有することが難しい状況であること等を踏まえ、今後も引き続き整理合理化に取り組み必要があるとの方向性が示された。加えて、保養施設等が船員の福利厚生にこれまで果たしてきた役割に鑑み、今後も船員の福利厚生が確保される方策を検討する必要があるとした上で、具体的な整理合理化の進め方など福祉施設の取扱いについては、新船員保険制度発足までの間、船員保険関係者の意見を十分配慮して検討することとされたところである。

2 基本的な方向性

○ 整理合理化の基本的な方向性を検討する上で、整理合理化の前提となる基本的な考え方を以下に整理する。

(国による福祉事業の継続について)

- 平成22年1月以降の船員保険の保険者は、改正後の船員保険法により協会とされ、これまで国が行っていた福祉事業については、保険者である協会が行うこととされている。
したがって、平成22年1月以降、保険者でない国は福祉事業を行うことはできない。

(協会による福祉施設の保有について)

- 船員保険の福祉施設と同様に被保険者等の福祉の向上等を目的として設置された健康保険の福祉施設については、健康保険事業を適切に行うべく、協会が福祉施設を有して管理運営する必要があることとされている。また、協会では保有しないことと整理されている。

船員保険の福祉事業については、船員労働の特殊性を踏まえ、福祉サービスが求められていること、福祉事業分の保険料を給付費として賄う分とは別に徴収していることなど、健康保険とは相違しているものの、健康保険の福祉施設は保有しないと整理されていることとの均衡から、船員保険の福祉施設についても協会が保有することは事実上困難と考えられる。

(国又は協会による施設整備費、経営委託費の負担について)

- これまで船員保険の福祉施設事業は、船員保険法第57条の2の規定に基づき国の福祉事業であり、当該事業を行うために必要な負担として、国は国有財産である施設の施設整備費や経営委託費といった負担を行ってきたものである。

平成22年1月以降において、新たな保険者である協会が施設を保有することが困難な状況を踏まえると、これまでと同様な形で施設整備費及び経営委託費を負担することは困難と考えられる。

- 以上のような厳しい状況にも拘わらず、船員の福利厚生を確保するために存続が必要とされる施設については、新たな保有先を含め、存続を可能とする取扱いを早急に整理する必要がある。

3. 整理合理化の視点

- これまで船員保険の福祉事業が、船員の福利厚生に果たしてきた役割

は大きいが、新船員保険法の下でもその必要性は高い。

- しかしながら、平成22年1月以降、現在ある船員保険福祉施設を運営していく場合には、
 - ① これまで船舶所有者の保険料を財源として国が負担していた施設整備費、経営委託費相当分を誰が負担するかを含め、代替的補助の仕組みが考えられないか。
 - ② また、法人税の減免措置に該当しない場合の法人税の一般税率化、国有財産でなくなることによる固定資産税や都市計画税の課税及び賃貸料といった新たな負担へどのように対応していくか。

といった問題がある。

- また、平成22年1月以降も存続が必要とされる施設については、以下の視点を基本として整理することが必要である。

- ① 船員の利用率が高い又は利用者数が多いなど、船員の福利厚生の上へ寄与している施設であるか
- ② 船員労働の特殊性により維持すべき機能を有する施設であるか
- ③ 廃止した場合に代替可能な施設が存しない施設であるか

なお、平成22年1月以降も存続が必要とされる施設については、施設の改修、建替経費及び新たな税負担を含めた経営の持続可能性についても留意する必要がある。

4 施設の類型ごとの考え方

- (1) 福祉センター、保養所

- ① 現状

- 福祉センター及び保養所については、船員の利用率が高いなど船員の福利厚生の上へ寄与しているとされる施設がある一方、船員の利用率が低い施設もある。

○ また、保養所については経営委託費を前提とした経営を行つていくこと、福祉センターについても殆どの施設が累積では赤字経営など、改修経費等を含めて独立採算による経営を行うことは厳しい状況にある。

○ これまでも、保養所については、利用状況及び収支状況等の施設の状態を踏まえて、施設の廃止、売却による整理合理化を進め、廃止した施設に変わる福祉事業として、代替施設への利用料補助を行つてきた経緯がある。

② 今後の方向

() ○ 福祉センター及び保養所については、船員の利用状況及び収支状況等を総合的に評価し、

- i) 平成22年1月以降も福祉施設として存続が必要な施設
 - ii) 平成22年1月以降、経過観察施設として存続が必要な施設
 - iii) 平成21年12月末までに廃止、売却する施設
- に分類することとする。

○ i) 及びii) 施設については、

- ・ 施設を福祉事業として国が運営できない状況の中で、船員に對する福祉サービスを維持するためには、関係団体において保有する途を検討する必要がある。

- ・ また、施設における福祉事業を維持していく場合、船員に對するこれまでの福祉サービスを維持するためには、施設を保有する関係団体への施設整備等の必要な負担についても検討する必要がある。

○ また、上記i) 施設又はii) 施設とされ、平成22年1月以降も存続が必要とされた保養所については、経営改善の推進による収益力の向上や費用構造の改革などによる経常収支の改善に努め、福祉センターについては、船員の利用状況の改善に努める必要がある。

○ iii) 施設については、国(社会保険庁)において、原則として平成21年12月末までを目処に一般競争入札等により民間等への

譲渡を進める。

○ なお、施設を廃止したとしても船員の福利厚生を確保する観点から、船員が民間施設等を利用した場合にも利用料補助を行うなど、船員の選択肢を広げる新たな福祉事業について検討する必要がある。また、これまで廃止した施設の代替施設の利用状況が悪いことから、今後代替施設の利用状況の改善に向けた取組が必要である。

③ 具体的な施設分類

○ 福祉センター及び保養所については、平成20年11月現在、福祉センター4施設、保養所10施設、合計14施設設置されている。今回の整理合理化については、宿泊利用状況、収支状況、施設の老朽度、地域バランス（公平性）等の状況を総合的に勘案し、存続が必要とされる施設であるかの判断を行うこととし、今後の具体的な分類に当たっては、以下を基本として行うこととする。

・ 保養所

平成21年12月末までに現在10施設ある保養所を半分に削減する。

したがって、保養所は、前記「② 今後の方向」における「i）平成22年1月以降も福祉施設として存続が必要な施設」と「iii）平成21年12月末までに廃止、売却する施設」に分類する。

・ 福祉センター

福祉センターについては、今後の船員利用状況の改善状況等を踏まえた判断が必要であるため、「ii）平成22年1月以降、経過観察施設として存続が必要な施設」に分類する。

ii）施設とされた福祉センターについては、経過観察期間終了までの間に、i）施設又はiii）施設へ分類する。

なお、福祉センターについては、平成21年12月末までの間も、出来るだけi）施設又はiii）施設への分類を検討する必要がある。

今後の具体的な分類において、iii）施設（廃止・売却）とされた

施設の廃止に当たっては、廃止時期、代替施設の確保等について関係者と十分に調整を図ることとする。

(2) 病院

① 現状

○ 病院については、患者に占める船員の割合は低い現状にある一方、現在、船員保険病院が担っている無線医療の機能は、ILO勸告を踏まえた事業であり、今後も必要とされている。その他、船舶衛生管理者講習会や洋上救急医療援護事業への協力の継続も重要である。

○ また、社会保険病院及び厚生年金病院の整理合理化において求められている地域医療への配慮については、船員保険病院の整理合理化においても同様と考えられる。

○ なお、社会保険病院及び厚生年金病院については、平成20年10月1日に独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構(RFO)に出資され、地域の医療体制が損なわれないよう十分配慮しつつ、今後の病院の取扱いについて適切に対応することとされている。

② 今後の方向

○ 病院の整理合理化については、無線医療の確保の方策を検討するとともに、現在地域医療への配慮等を踏まえた検討が進められている社会保険病院及び厚生年金病院の取扱いを見つつ検討する必要がある。

○ なお、病院については、今後の整理合理化を進めるに当たって、経常収支の改善に努める必要がある。

(3) 診療所、健康管理センター

① 現状

○ 診療所、健康管理センターについては、受診者全体に占める船員の構成割合は低いが、船員保険の被保険者が、これらの施設で受診する率が高い。また、これらの施設が行っている巡回健診は、船員の受診率向上に寄与している。

○ また、平成20年度からは、生活習慣病を中心とした疾病予防を重視することとし、保険者による健診及び保健指導の充実を図る観点から、保険者による「特定健康診査・特定保健指導」（以下「特定健診」という。）が義務づけられている。

② 今後の方向

○ 診療所、健康管理センターの整理合理化に当たっては、船員の受診率の向上、「特定健診」の円滑な実施等の観点から、巡回健診の機能維持を図る必要がある。

○ このため、これまでのような巡回健診の安定的かつ継続的な実施を確保するといった観点から、診療所、健康管理センターの取扱いについて、検討する必要がある。

○ なお、上記整理にあたっては、改修等の経費を含めた経営の持続可能性についても留意する必要がある。

5 おわりに

○ 以上のような福祉施設の整理合理化の具体化を図るに当たっては、引き続き関係者間の合意を得つつ進めていくことが重要である。

平成21年12月17日
船員保険事業運営懇談会了承

平成 21 年 11 月 16 日
施設検討小委員会とりまとめ

福祉センターの今後の取扱いについて

- 1 福祉センターは、昭和40年代以降の船舶の大型化等に伴う船員の航海中の精神的緊張感の高まり等を背景として、豊かな自然環境の中で、次の航海に備えるための精神的、肉体的負担の解消を図ることができるよう、休養、運動等が総合的に行える福祉施設として、昭和46年の神戸を皮切りに利用が開始され、現在、全国で4か所のセンターの設置・運営が行われている。
- 2 平成19年9月に設置された本小委員会では、船員保険福祉施設の整理合理化のあり方について精力的に検討を行い、福祉センターについては、
 - ① 平成20年11月の時点では、「今後の船員利用状況の改善状況等を踏まえた判断が必要であるため、平成22年1月以降、経過観察施設として存続が必要な施設に分類」の上、「経過観察期間終了までの間に存続施設又は廃止施設へ分類する」とともに、「平成21年12月末までの間も、出来るだけ存続施設又は廃止施設への分類を検討する必要がある」とされ、
 - ② 平成21年6月の時点では、「存続施設又は廃止施設への分類を終えるべく、精力的に検討を進める」とされたところ。
- 3 その後も引き続き本小委員会での検討を重ねてきたが、これまでの議論等を総合的に考慮し、今後、次の方針で取り扱うこととする。
 - (1) 経過観察期間終了後の福祉センターの取扱いについては、厚生労働省保険局において、今後2年間の各施設の船員利用及び一般利用の状況、収支状況等を踏まえ、船員保険関係者の意見を十分に聞いた上で、存続施設又は廃止施設への分類を行う。
なお、経過観察期間は最長3年間であることを踏まえ、遅くとも平成24年前半には存続・廃止の分類に係る船員保険関係者間の合意形成を図り、平成24年中に国有財産処理のために必要とされる諸手続きを完了する。

(2) 存続施設については、引受先における経営改善努力を前提として、新船員保険制度において、安定的な運営のために必要な支援措置を行うものとし、船員保険協議会において支援措置の具体的な内容について十分に協議の上、全国健康保険協会が実施する。ただし、この場合の支援措置は、保養所等を含む存続施設全体として、現状の規模を超えないものとする。

(3) 新船員保険制度の保健事業及び福祉事業全般の今後のあり方については、新制度の保険者である全国健康保険協会において、平成22年4月以降、船員保険関係者の意見を聞きながら、幅広い観点からの検討を行う。

4 平成22年1月以降、譲渡、売却等の手続きが行われるまでの間、経過観察施設としての福祉センターの運営が適切に継続されるよう、国有財産の有償貸借により運営の継続を図ることを前提として、今後、有償貸借先選定等の手続きを迅速に進めることとする。

(以上)